

課外活動の許可及び感染防止策について

1. 課外活動の許可等について

- (1) 活動を希望する団体等は、別途定める申請書を提出し、許可を受けること。
- (2) 「他大学生等を入構させ、一緒に活動する場合」及び「学外での部活動・サークル活動(宿泊を伴う場合も含む)等の場合」は、活動初日の2週間前までに申請すること。
- (3) 許可する期間は、最大4週間とし、必要に応じて再申請をすること。
なお、活動許可期間中に感染拡大した場合は、当該許可を取り消すことがある。
- (4) 学内での課外活動の時間は、申請書に記載されているとおりで、時間を厳守すること。

2. 感染防止策について

(1) 文化系・体育系サークル共通

- ・使用する器具等は、活動の前後に消毒すること。
- ・活動前後の手洗い及びうがいを徹底すること。
- ・体育館を含め、屋内の活動場所の換気をこまめに行うこと。
- ・教室等においては、室温に配慮しつつ、2方向のそれぞれ1以上の窓を広く開け、1～2時間ごとに10分程度の換気を行うこと。
- ・合唱、吹奏楽、体育系サークルの活動中等を除き、マスクを着用すること。
- ・活動開始前には、体調、体温等健康状態を確認し、異常があるときは活動に参加しないこと。
また、活動終了時には、体調に異変があった者の確認の上、適宜必要な対応をすること。

(2) 文化系サークル

- ・合奏、合唱等は、パートごとに時間差を設ける等の工夫を行うこと。
- ・向かい合って発声する活動については、十分な距離を空けること。

(3) 体育系サークル

- ・更衣室は、身体的距離を確保することが困難なときは、少人数での使用等を工夫すること。
- ・活動中は、十分な身体的距離を確保できるように、少人数ごとに行う等練習方法を工夫すること。
- ・接触プレーを避けること。
- ・休憩時には、汗を飛散させないように、タオル等で拭くこと。
- ・飲み物は、個人で用意すること。また、回し飲みしないこと。
- ・マネージャー等、プレーをしない者については、活動中もマスクを着用すること。